

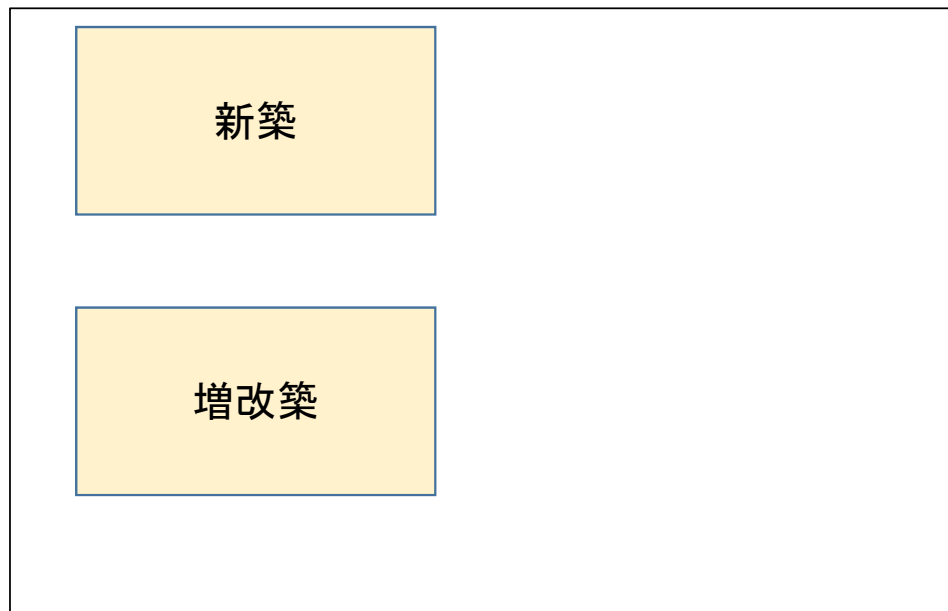
(改正前)

現行の認定制度は建築行為を前提とし、建築計画と維持保全計画をセットで認定する仕組みであるため、既存住宅については、一定の性能を有するものであっても、増改築行為を行わない限り認定を取得することができない。

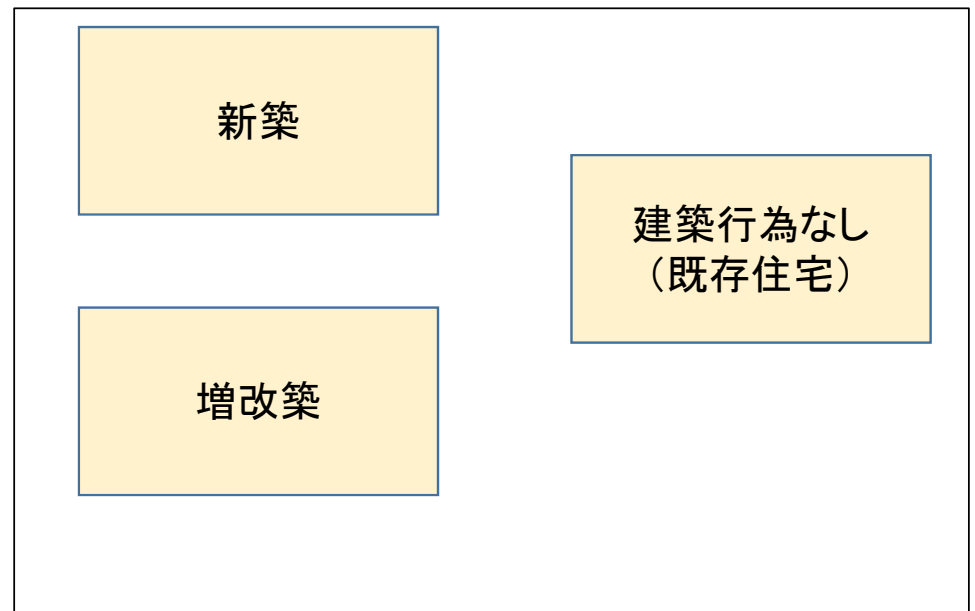
(改正後)

優良な既存住宅について、増改築行為がなくとも認定(維持保全計画のみで認定)できる仕組みを創設

従来の認定対象



改正後の認定対象



考え方

○新たに創設する**建築行為なし認定**制度は、建築行為時ではなく事後的に認定を受ける仕組みであるため、仮に長期優良住宅の認定申請があったならば適用された基準と同じ基準(新築後認定取得する場合は新築基準、増改築後認定取得する場合は増改築基準)を満たした上で、**申請時点**で住宅に著しい劣化等が生じていないことを基本とする。

○一方、長期優良住宅制度の創設前に新築された住宅、増改築基準の創設前に増改築された住宅については、新築時及び増改築時に認定を受けることはできず、参照すべき基準もなかったため、**創設当初(H28.4.1時点)**の増改築基準を適用する。

○住環境への配慮、自然災害への配慮に係る基準については、災害リスクや周辺環境への影響等を鑑み、**認定申請時点**の基準を適用する。

○また、維持保全に係る基準についても、**認定申請時点**の基準を適用する。



改正後基準

建築行為なし認定制度の認定基準(規模の基準を除く)は以下のとおりとする。

新築または増改築の時期	適用する基準	
	長期使用構造等基準	居住環境基準 災害配慮基準 維持保全基準
①平成21年6月4日以降に新築した後増改築していない場合	新築時点における新築基準	認定申請時点における基準
②平成28年4月1日以降に増改築した場合	増改築時点における増改築基準	
③平成21年6月3日以前に新築し、又は平成28年3月31日以前に増改築した場合(②の場合を除く)	H28.4.1時点の増改築基準	

改正後基準(規模の基準)

建築行為なし認定制度の認定基準のうち、**規模の基準(床面積の合計)**は以下のとおりとする。

【一戸建て住宅の場合】

床面積の合計が**75㎡以上**(地域の実情を勘案して所管行政庁が55㎡を下回らない範囲内で別に定める場合には、その面積以上)

【共同住宅等の場合】

以下の表のとおりとする。

新築または増改築(※)の時期 ※長期使用構造等とするための増改築を指す	適用する基準(床面積の合計)
①令和4年9月30日までに新築又は増改築したもの (令和4年10月1日以降に増改築したものを除く。)	55㎡以上 (地域の実情を勘案して所管行政庁が40㎡を下回らない範囲内で別に定める場合には、その面積以上)
②令和4年10月1日以降に新築又は増改築したもの	40㎡以上 (地域の実情を勘案して所管行政庁が40㎡を下回らない範囲内で別に定める場合には、その面積以上)

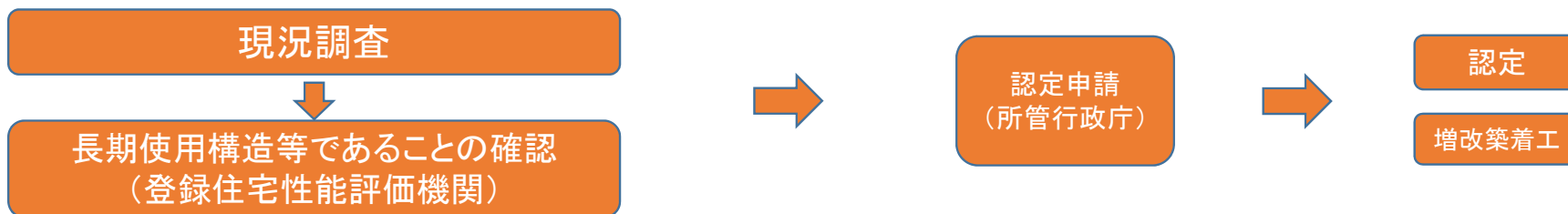
認定手続きについて

- ・建築行為なし認定制度は、増改築時の認定と同様に、**現況検査**と**長期使用構造等であることの確認等**を行い認定を行う。
- ・申請書類等についても、基本的に増改築の認定と同様の書類による審査を行う。
- ・建築行為なし認定制度の認定基準は新築又は増築・改築の時期により決まるため、施行規則第2条第1項に規定される**工事履歴書**(新築又は増築・改築の時期等が分かる書類)を別途求めることとする。

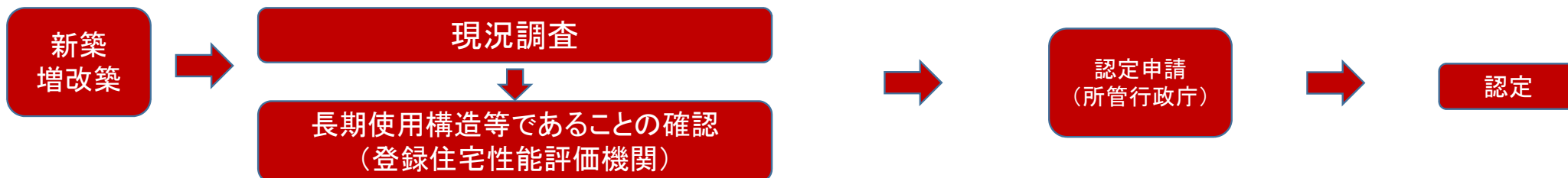
【新築時の認定(現行)の手続き】



【増改築時の認定(現行)の手続き】



【建築行為なし認定(今回創設)の手続き】



時期および工事内容の確認方法について

- ・建築行為なし認定制度の認定基準は建築の時期により決まるため、以下の方法により、**新築及び増改築の時期**を確認する。
- ・また、併せて、**増改築が長期使用構造等とするための工事**となっているかどうかを、以下の方法により確認する。

【新築の時期の確認方法】

- ・確認済証交付日
- ・台帳記載事項証明書に記載の確認済証交付日
- ・確認申請が不要な地域に住宅を建築した場合には、建築工事届の申請日等

【増改築の時期の確認方法】

- ・確認済証交付日
- ・台帳記載事項証明書に記載の確認済証交付日
- ・確認申請が不要な地域に住宅を建築した場合には、建築工事届の申請日
- ・建築確認を要さない増改築工事の場合は、工事請負契約書等の締結日等

【増改築に係る工事の内容の確認方法】

- ・工事請負契約書及びその添付図書等